

## 令和元年第9回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年9月30日(月)  
開会 15時00分 閉会 16時37分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名  
教育長 土崎 谷夫  
委 員 桑門 超 委 員 岩佐 礼子  
委 員 平井 國政
- 4 事務局  
教育部長 狩生 浩司  
教育総務課長(以下、「教総課長」という。)吉村 岩雄  
学校教育課長(以下、「学教課長」という。)高野 徹  
社会教育課長(以下、「社教課長」という。)淡居 宗則  
体育保健課長(以下、「体保課長」という。)榎 英樹  
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

### 開 会

教育長 ただいまから令和元年第9回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第8回佐伯市教育委員会の会議録の承認を平井委員お願いいたします。  
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・8/31～9/1 イングリッシュキャンプ
- ・9/4～ 市議会開会
- ・9/10～13 一般質問
- ・9/15～ 小・中学校運動会
- ・9/16 佐伯創生人材育成基金活用事業「柳田理科雄講演会」
- ・9/17 教育民生常任委員会
- ・9/18 中学生短期留学(台湾研修旅行)壮行会

- ・9/19 予算特別委員会
- ・9/26 クルーズ船「パシフィックビーナス」入港

## 議 案

### 【議 事】

#### 議案第 31 号 佐伯市教育委員会表彰の被表彰者の選考について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 31 号佐伯市教育委員会表彰の被表彰者の選考について、担当から説明をお願いします。

教総課長 議案第 31 号佐伯市教育委員会表彰の被表彰者の選考について、佐伯市教育委員会表彰規則第 4 条の規定に基づき、別紙の者を選定することについて、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、佐伯市教育委員会表彰規則第 4 条第 2 項の規定に基づき推薦があった者について、同規則同条第 1 項の規定により佐伯市教育委員会表彰の被表彰者の選考を行うものであります。資料 2、3 ページをご覧ください。令和元年度佐伯市教育委員会表彰被表彰者候補を記載しています。令和元年度は 15 名の候補となっております。この表の右側に表彰基準の欄があります。この表彰基準の数字は「佐伯市教育委員会表彰実施要綱」第 2 条（基準）の各号を示しています。19 ページをご覧ください。佐伯市教育委員会表彰実施要綱の抜粋を記載しています。基準の第 2 条は、「規則第 2 条の規定による表彰の基準は、次に掲げるとおりとする。」となっております。今回の対象は、第 4 号の「15 年以上にわたり教育、文化又は体育の振興に貢献し、その功績が顕著であるもの」と第 5 号の「県予選、県選抜等を通し、九州、西日本大会規模以上の大会等において、優秀な成績（入賞）を収めたもの」に該当する方が候補者となっております。資料 2、3 ページをご覧ください。それぞれ推薦者から推薦理由等を説明させていただきます。

社教課長 = 【社会教育課分】 推薦理由等を説明 =

教育長 第 4 号に該当するということです。何かご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 社会教育課分は提案のとおり承認されました。

体保課長 = 【体育保健課分】 推薦理由等を説明 =

教育長 第 4 号に該当するということです。何かご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 スポーツ少年団の方たちですが、みなさん現役ですか。

体保課長 現役です。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 体育保健課分は提案のとおり承認されました。

学教課長 =【中学校長分】推薦理由等を説明=

教育長 第5号に該当するということです。何かご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 中学校長分は提案のとおり承認されました。

教育長 今年度からは、11月3日の「文化の日」に市の表彰式と教育委員会会の表彰式を一緒に行うことになりました。

### 議案第32号 佐伯市教育委員会一般任期付職員(学芸員)の採用について

教育長 議案第32号佐伯市教育委員会一般任期付職員(学芸員)の採用について、担当からお願いします。

教総課長 議案第32号佐伯市教育委員会一般任期付職員(学芸員)の採用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定に基づき、佐伯市教育委員会一般任期付職員(学芸員)の採用を行うことについて承認を求めるものがあります。提案理由は、令和2年4月1日付けで、教育委員会一般任期付職員(学芸員)を採用するためであります。別途配布した資料をご覧ください。教育委員会一般任期付職員の採用の背景は、佐伯市史編さん事業の開始に伴い、日本近現代史分野の資料整理、執筆、編集、校正業務のために当該分野の知識を有する学芸員が必要であるが、内部で職員を確保することが困難である。そのため、公務の能率的運営を確保する観点から、近現代分野を担当する一般任期付職員として学芸員を採用したいというものであります。任期付きというのは、普通の職員と違い、任用の期間を区切るものであります。募集人数につきましては1人、任用

期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日となっており、採用の日から5年を越えない範囲で更新する可能性があります。職務の内容につきましては、佐伯市史編さんに係る調査、執筆等の業務、文化施設における展示、資料整理、調査研究、教育普及及び維持管理業務、その他文化財保護に関する業務を行っていただきます。今後のスケジュールにつきましては、10月16日から11月15日まで募集を行い、1次試験（書類選考、資格審査）を11月中旬、2次試験（筆記、面接）を12月1日に行います。佐伯市職員採用試験委員会に選考状況を報告後、教育委員会で合格者の決定を行い、12月下旬に採用予定者の公表及び2次試験結果の通知を行う予定であります。説明は以上です。

教育長 担当課から何か補足説明はありませんか。

社教課長 昨年度から社会教育課内に市史編さん係を設置して、調査、執筆の準備をしております。しかしながら、教育委員会の中に近現代を専門にする職員がいないため準備に苦慮しています。佐伯市はご存じのとおり海軍、航空隊がありまして近現代に大きな発展をしました。しかし、平和祈念館やわらぎ等の施設がありますが、近現代の専門職員がいないということで、資料の整理や企画等が進んでいない状況であります。近現代については、令和4年度中に構成まで行い、その後印刷・製本まで行いたいと考えており、そのような中、専門職員の採用を行いたいということでもあります。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 平和祈念館やわらぎの展示等を手伝うということだが、実質、やわらぎは恒久的に職員が必要なのですか。

社教課長 専門的な職員がいないということで、資料等の整理が進んでいないというのが正直なところです。ただ、今の状況で学芸員を増やすというのは難しいと思います。今回、市史編さん事業が進んでいますので、そこで専門の職員を配置して、市史編さんと並行して、資料の整理等を進めていきたいと考えております。

岩佐委員 募集はどれだけの範囲で行うのですか。

社教課長 市のホームページでの募集、学芸員募集の専用サイト等への掲示、メディアを利用した募集、九州管内の大学への案内配布、県教委文化課を通して他県への案内配布を行っていきたいと考えております。

桑門委員 やわらぎと独歩館の運営面で採用が難しいということと5年を越えない範囲で採用するというのは予算を考慮してそうなっているのですか。

社教課長 予算というわけではなく、任期付きというのは3年（5年を越えない範囲）が条件となっています。市史編さんという大きな事業があるので、そこに専門職員を置くということでもあります。

教育長 今、質問がありました「やわらぎ」はあくまでも業務としての必要性はありますが、副次的なものという考えになります。主たる業務は市史編さんに対する業務であります。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 33 号 佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について

教育長 議案第 33 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 議案第 33 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、子ども・子育て支援法及び子ども子育て支援法施行令の改正により、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度（幼児教育・保育の無償化）が創設されたことに伴い、市が預かり保育事業を行う幼稚園を利用し、支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する（保護者負担を 0 円にする）ためであります。10 月から 3 歳から 5 歳児においては全員、0 歳から 2 歳児においては所得に応じて、幼児教育の無償化が実施されます。その無償化の対象は、幼稚園の授業料と幼稚園で実施している預かり保育の利用者負担額です。現在、預かり保育は 3 園（渡町台、鶴岡、米水津）で実施しております。規則で定めている利用者負担額を 0 円にするというものであります。資料の 41 ページをご覧ください。子ども子育て支援法及び施行令の改正の概要について説明を行います。我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るためというのが大きな趣旨で、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずることが法律の中身であります。既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育園等については、子ども子育て支援法施行令を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じています。資料の 42 ページをご覧ください。このイメージ図で説明しま

す。真ん中に公定価格がありますがこれは教育・保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準によって算定した費用の額であります。保育料はこの公定価格を基にそれぞれの地域の実情等を勘案して、保護者の所得に応じて市町村が決定をしているということでもあります。今回、公費負担額（幼稚園の運営経費）、利用者負担額（保育料、授業料）のうち、利用者負担額（保育料、授業料）を無償化（0円）するということでもあります。資料の26、27ページをご覧ください。これは、佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の改正に係る新旧対照表となっております。第11条で「利用者は、一時預かり事業の利用に要する経費の一部をして、次の表に定める金額を負担しなければならない」となっており、表の中で、これまでは通常利用は月額7,500円（土曜日を利用しない対象園児にあつては6,000円）となっていたものが0円に改正されます。もう一つが27ページ上段に「別表第1備考5に規定する被保護世帯等」という記載があります。これは資料30ページの福祉保健部子ども福祉課が定めている規則で「佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則」があり、この規則は保育料の根幹になっている規則で、この規定の中に第2条第1号の子ども子育て支援法施行令に規定する満3歳以上の教育・保育給付認定子どもは0円に、同条第2号で満3歳未満保育認定子ども（0歳から2歳）は別表第1に定める額となっております。その別表第1は資料35ページに記載されています。この新旧対照表の旧で言うと別表第1が32ページから、別表第2が33ページ、別表第3が34ページとなっており、今回の改正で新旧対象表の新的方でまとめて別表第1となっております。別表第1の第1階層は被保護世帯（生活保護を受けている方）で保育標準時間及び保育短時間の利用者負担額が0円になります。あわせて第2階層は市町村民税の非課税世帯で同じく0円になります。第3階層からは所得に応じて利用者負担額を納めてもらうこととなります。この被保護世帯及び市町村民税の非課税世帯を説明したものが資料38ページの備考5及び備考6となり、説明が記載されています。この備考5及び備考6が資料27ページの「別表第1備考5」に規定する被保護世帯等及び「別表第1備考6」に規定する市町村民税非課税世帯の説明となっております。このことにより、「別表第1備考4」が「別表第1備考5」に「別表第1備考5」が「別表第1備考6」に改正されたものであります。説明は以上です。

教育長

第33号議案の「佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則」は教育委員会が管理している規則で、幼稚園の一時預かりの事業に関して料金等を定めている規則です。幼稚園の全体の利用料等の保護者負担については、この規則に含まれておらず、教育委員会の管理ではありません。この規則の中に特定教育施設等の条例施行規則の関連部分が一部含まれており、この条例施行規則の改正があれば、教育委員会の規則も改正を行うこととなります。改正の具体的な内容は資料26ページ及び27ページの第11条に関連部分ができます。無償化ということで通常利用の月額7,500円が0円になります。臨時利用については、そのままの金額となっております。備考に記載されているのは、非保護世帯等や市町村民税非課

税世帯はどのような世帯を示すのかの説明がそれぞれ別表第1備考4、別表第1備考5で示されていました。今回、この部分を引用している、子ども福祉課所管の「佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則」が改正ため、教育委員会規則も改正を行うこととなりました。

教育長           ご意見、ご質問はありませんか。

桑門委員       資料25ページの第6条の一時預かり事業を実施する時間ですが、幼稚園の教育時間終了というのは何時になりますか。

学教課長       14時30分です。

桑門委員       14時30分から18時まで。

学教課長       はい。

桑門委員       規定する休業日とは、どのようなものですか。

学教課長       土曜日、日曜日、夏期休業日等です。

桑門委員       夏期休業日に、午前7時30分から午後6時まで利用する方は全て無償になるのですか。

学教課長       はい。

岩佐委員       資料42ページのイメージ図の説明で、以前は利用者負担額で市町村が徴収していたところを公費で負担するということは、事業者に市が直接、支払うということですか。

学教課長       はい。保護者に支払わずに直接、事業者を支払います。

平井委員       利用状況はどうですか。

学教課長       一時預かりは8～9割の方が利用しています。

教育長       その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員       （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 令和元年第3回佐伯市議会定例会一般質問について
- (2) 学校教職員との意見交換会について
- (3) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第9回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時37分